

— 婚礼規約 —

富士屋ホテルズ&リゾート（以下当ホテルと称します）では、ご結婚披露宴（以下披露宴と称します）のお申込及びご結婚披露宴会場（以下宴会場と称します）のご使用に関して下記の通り規約を設けておりますので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。なお、この規約に定めのない事項につきましては、法令、または一般に確立された慣習を適用するものとさせていただきます。必ずご一読してから、婚礼申込書にご署名いただきますようお願い申し上げます。

第1条 ご予約と申込金について

当ホテルとの間で披露宴のご契約を締結するに際しては、お客様双方の申込書への署名とともに申込金として10万円をお支払いいただきます。（披露宴の仮予約は基本的に1つの会場を無料で1週間おさえることが可能です。直接当ホテル担当係員にお申込ください。）
お客様より申込金を受領し、当ホテルが預り証を発行した時点にて正式にご契約が成立するものといたします。
なお、申込金は披露宴の総費用、解約料または変更料の一部に充当させていただきます。

第2条 ご宴会時間と追加料金について

宴会場のご利用時間は、使用開始からお開きまで、当ホテル担当係員とお打合せいただきました時間内（基本的に新郎新婦の入場から、お開きまで2時間30分、最長3時間）とさせていただきます。
これを超過した場合は、原則超過時間に応じて料金表による所定の追加料金を申し受けます。また、余興者（司会者、生演奏奏者等）の契約時間の延長についても超過料金の対象になります。
ただし、次の披露宴使用時間との関連でご使用時間の超過に応じられない場合と、余興者の次のスケジュールとの関連で、拘束時間の延長に応じられない場合がございますのでご了承ください。

第3条 宴会場の最大定員とテーブルプランについて

各宴会場にはそれぞれ適切な定員とテーブルプランが定められております。披露宴の円滑な運営上定員超過、変則テーブルプランのご希望に応じられない場合もございますので、当ホテル担当者と充分ご相談ください。

第4条 人数の確認について

料理等をご用意する最終人数の確定は、披露宴開催日7日前までに当ホテル担当係員にご通知ください。
最終人数を確定した後に、披露宴に出席されるお客様の人数が減少した場合であっても、すでに発注、その他手配が完了しているものに関しては、確定した人数の料金を頂戴いたします。

第5条 料金のお支払期日について

披露宴のお支払いにつきましては原則として披露宴当日の5日前までに見積総額の全額を当社規定の金融機関へお振込みにてお支払い願います。詳細につきましては別途見積書をご参照ください。
指定の期日までにご入金がなされない場合には、披露宴のご契約を解約させていただきます。次条規定の解約料を申し受けますので、ご了承ください。
また、本契約に基づくすべてのお支払いは、お客様双方に連帯してご負担いただきます。万が一期日までに全額をお支払いいただけない場合には、やむを得ずご両家の皆様にご相談する場合がございます。

○ご了承ください事項

披露宴成約後のパッケージプランの変更及び、ご紹介・割引特典のお申し出につきましては、お受けいたしかねますのでご了承ください。また各種ご紹介、割引特典等の重複はいたしかねますのでご了承ください。

第6条 解約及び期日変更について

お客様のご都合により、当ホテル担当係員に通知の上、解約または期日変更をすることができます。その場合には下記の通り解約料または変更料を申し受けますのでご了承ください。なお、解約については少なくともお客様いずれか一方より解約通知書によるお申し出又は明確な意思表示をいただいた時点で、期日変更についてはお客様双方のお申し出をいただいた時点で、それぞれ効力が生じるものとします。

解約及び期日変更		規定料金
契約成立日～披露宴当日より91日前まで	解 約	お申込金の半額及び実費
披露宴当日より90日前～31日前	解 約	お申込金全額と披露宴会場室料の全額及び実費
	期日変更	披露宴会場室料の50%及び実費
披露宴当日より30日前～11日前	解 約	お申込金全額と披露宴会場室料の全額及び実費
	期日変更	披露宴会場室料の全額及び実費
披露宴当日より10日前～2日前	解 約	解約日時点のお見積金額の半額
	期日変更	料理金額の50%と披露宴会場室料の全額及び実費
披露宴前日及び当日	解 約 期日変更	解約日時点のお見積金額の全額

※お料理が未決定の場合には原則当ホテル料金表に記載されている最低ランクを基準に算出された規定料金を申し受けます。

※人数の計算はご契約時人数、又はご招待状作成の人数とさせていただきます。

※衣裳、美容、着付け、装花、写真・ビデオ、引出物、司会者、演出等各商品の契約を解約する場合は別途各商品ごとのご契約条項に準じた解約料が発生いたします。

※宿泊のご変更や解約の場合は、当ホテルの宿泊約款に準じた変更料等が発生いたします。

※実費とは解約または期日変更に伴って当ホテルに発生する損害の実費分を指します。

※挙式は挙行し披露宴のみを中止する場合には、披露宴に関するお見積額を基準に算出される解約料をお支払いいただけます。

第7条 料理のお持ち帰りについて

当日宴会場にて、提供させていただく料理は、宴会場においてお召し上がりいただけるように、用意をさせていただいております。卓上のお料理をお持ち帰りになる事は、食品衛生上お勧めできない状態になってしまう場合もございますので、お持ち帰り用として調理いたしました料理（折り詰め等）以外のお持ち帰りはお断りさせていただきます。

第8条 婚礼関連の手配について

披露宴に関連する装飾、装花、司会、司式、司祭、美容、着付け、音楽、余興、衣裳、カメラマン、引出物等婚礼関連商品やサービスにつきましては、原則としては当ホテルが手配または紹介する指定取扱業者にて提供いたします。
ただし、別紙「婚礼各種料金表」に規定の関連商品やサービスに限っては、事前に当ホテルの同意を得ること、及び所定のお持込保管料をお支払いいただくことを条件にお客様にて直接ご手配いただけますので、ご希望の場合にはお早めに担当係員までお問合せください。その他、下記の各事項を披露宴に持ち込まれることはお断りしております。

- ①料理、飲料、生ケーキ等の食品
- ②会場内の装花（花材）
- ③その他当ホテルが指定する物品全般

○婚礼衣裳について

お客様が着用される婚礼衣裳を当ホテルより紹介する提携衣裳店以外の店舗にてご手配される場合には、原則として所定のお持込保管料をご負担いただきます。ただし、私物の衣裳や各種公式な制服を着用される場合はこの限りではありません。

○神殿・チャペル内での撮影について

神殿・チャペル等の挙式場、写真スタジオ内においての指定取扱業者以外のカメラ撮影、ビデオ撮影は禁止しておりますのでご了承ください。

○出張について

当ホテルのご婚礼にともなって、外部施設へ介添え、カメラ・ビデオマン、美粧スタッフ等出張を要する場合は、それぞれ出張料が加算されますのでご了承ください。

第9条 上記に関するご手配の際の説明について

1. 当ホテル担当係員の了解のもとに、お客様が直接ご手配された諸事項（装飾機器及び材料等の搬入、搬出看板等のサイズ取付け方法、設置場所設定）等につきましては、ホテルの美観導線等を踏まえ一定のルールにのっとり実施していただくよう取扱業者へ説明させていただきます。
2. 当ホテルが自らの責任においてお客様に損害を与えた場合には相当因果関係の認められる範囲で賠償いたします。ただし賠償額は、それが当ホテルの故意や重過失に基づく損害でない限り、賠償対象となるアイテムまたはサービスのお見積上の金額を上限とします。

第10条 施設内における事故・盗難について

当ホテル施設内において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当ホテルの故意または重大な過失がある場合を除き、当ホテル側では一切責任を負いかねますので十分にご注意ください。

第11条 損害賠償について

お客様及び、お客様側全ての関係者（お客様が直接手配された取り扱い業者等を含みます）は、当ホテルの施設什器備品等に破損等損害が発生した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、又はその損害賠償金をご負担くださいますようお願い申し上げます。

第12条 解約について

当ホテルは次に挙げる場合において宴会場のご利用お申込をお断りするか、又はすでに締結済みの契約を解約させていただきます。

- ①お客様を含む披露宴への出席者が法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあるとホテルが判断した場合、又は同行為をしたと認められるとき、及び他のお客様にご迷惑をおかけすると当ホテルが判断したとき。
 - ②披露宴にご出席のお客様の中に次のイからハに該当する者がいる場合。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
 - ハ 伝染病者であると明らかに認められるとき
 - ③披露宴に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ④天災、その他やむをえない事情により宴会場を使用することができないと、当ホテルが判断したとき。
 - ⑤この規約に定める事項に違反されたとき。
- なお、上記の場合の解約につきましては、解約にともなう損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。ただし、お申込金はお返しいたします。

第13条 禁止事項

次に挙げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮願います。

- ①盲導犬、介助犬、聴導犬以外の犬 猫 小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持込み。
 - ②発火、又は引火性の物品などの危険物の持込み。
 - ③悪臭を発生する物など有毒物、その他不快感を与える物の持込み。
 - ④大音量を発生するもの（フルバンドや和太鼓等）の持込み。
 - ⑤とばく等の風紀を乱す行為、又は他のお客様にご迷惑になるような言動。
 - ⑥当ホテル備品等の移動、損傷、汚損、又は持ち去り。
 - ⑦未成年者の方、お車を運転なさる方のアルコール類の飲酒。
- ⑧ご予約時の使用目的外での使用。

- ⑨肖像権等第三者の権利を侵害する映像や画像及び音楽著作権に関する適正な手続きを実施せずに作成された映像等のお持ち込み、使用または上映（映像等を自作される場合には権利関係上の一定の制約がありますので、予め担当プランナーまでお問い合わせください。）
- ⑩合理的な理由なく当ホテルからの連絡に対する2週間以上の音信不通。
- ⑪当ホテルが指定した方法以外での当ホテルスタッフへの直接連絡（SNSを含みますがそれに限られません。）
- ⑫見積額や当ホテルとの契約内容について、当ホテルの同意なく対外的に開示すること（SNS上での投稿を含みます。）
- ⑬その他法令で禁じられている行為。

第14条 内装・備品等の変更について

当ホテルは、施設内管理や保全を目的に、当会場内の内装、家具、または什器・備品等を変更（色や素材の変更を含みます。）する場合があります。また、当ホテルの周辺環境が変更したり、それにより当ホテルからの眺望が変動したりする場合がありますこと予めご了承ください。

第15条 個人情報の利用目的について

ご予約をいただいたお客様の個人情報は、当ホテルにおいて厳重かつ適正に管理いたします。

また、以下の目的以外には利用いたしません。

- ①婚礼に関するお客様への各種ご連絡及び新商品プラン、イベント等に関する情報のお知らせ。
- ②アンケート等。
- ③披露宴に必要な範囲での衣裳、美容、着付け、写真、招待状、引出物等当ホテルの指定業者への連絡。
- ④警察、税務署、裁判所等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求等。

自然災害の発生、指定感染症等の流行、その他不測の事態の特則

基本的な考え方

自然災害の発生、指定感染症等の流行、その他挙式・披露宴開催の可否に疑義が生じた際には、本約款上の規定にかかわらず、本特則の規定が適用されます。本特則はお客様、参列者及び当会場スタッフの生命及び身体の安全確保を目的に設定されたものですので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

自然災害の発生、指定感染症等の流行に関する本特則適用の判断基準と取扱い

- 1 お客様の挙式・披露宴の開催日時が、自然災害の発生、指定感染症等の流行が以下のいずれかの条件（以下、「判断条件」いいます。）を満たした場合に、本特則が適用されます。
 - ①台風等の接近に伴い、気象庁より、施設の所在地を対象に警戒レベル4に相当する防災気象情報が発表された場合（自然災害のうち台風等危険が予測できる災害）
 - ②自然災害発生による被害の発生（施設の損壊に限られません）、又は予知警報等を受け、施設の場所、交通条件、周辺環境又は開催時間等を踏まえ、円滑かつ安全な挙式・披露宴の開催に支障をきたす場合。
 - ③指定感染症等の流行に対し、国が定める法令や自治体の条例等に基づき、施設の利用に対する休業又は休業に準ずる要請・指示・命令等が出た場合。
- 2 判断条件のいずれかを満たした場合の取扱いは、以下のとおりといたします。
 - ① 前項において挙式・披露宴の開催が不可能と当会場が判断した場合は、開催日程を変更することとし、予定日の挙式・披露宴は中止されます。お客様は当会場がお示しする候補日の中から、指定する期日までに、新たな開催日程をご指定ください。
 - ② 日程変更がなされた場合には、本約款第6条の規定にかかわらず、既に発注、その他手配が完了している別表の商品等を除き、お客様に日程変更料のご負担は生じません。ただし、別表の商品において日程変更後も利用できるものは除きます。
 - ③ お客様が、当会場が指定する期日までに新たな変更日を指定せず、又は指定した後に本契約を解約する場合には、本契約は終了し、お客様には本約款第6条により算出される解約料を減額した金額をご負担いただけます。
- 3 当会場は、国や自治体の協力依頼や業界が定めるガイドラインが発出される場合には、事前にお客様にご説明の上、これに沿った挙式・披露宴を実施いたします。
- 4 判断条件を満たしていても、指定感染症等の流行の条件を満たす見込みが高まったと当会場が判断した場合には、事前にお客様にご説明の上、以下の各事項その他の必要な対応を実施することができるものとします。
 - ・施設スタッフによるサービス提供時のマスク着用

その他

前条に直接該当しなくとも、自然災害の発生、指定感染症等の流行、その他不測の事態等によって挙式・披露宴の開催に支障をきたすと当会場が判断した場合には、前条の規定に準じた取扱いを決定し、該当するお客様に対して協議の上、実施いたします。それ以外の場合は、本約款の規定が適用されます。



FUJIYA HOTELS & RESORTS
富士屋ホテルズ&リゾート

- 富士屋ホテル 〒250-0404 神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下 359
 湯本富士屋ホテル 〒250-0392 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256-1
 箱根ホテル 〒250-0521 神奈川県足柄下郡箱根町箱根 65

- 富士ビューホテル 〒401-0310 山梨県南都留郡富士河口湖町勝山 511
 フルーツパーク富士屋ホテル 〒405-0043 山梨県山梨市江曾原 1388